

平成21年5月20日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 協 和 日 成 代表者名 代表取締役社長 北村眞隆 (JASDAQ・コード1981) 問合せ先

役職・氏名 執行役員総務部長 山口雄司電話 03-3464-0121

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月20日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第61期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条に事業目的を追加するとともに、 一部号数を繰り下げるものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。
 - ① 決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、 当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定および株券 喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。(現行定款第7条、第9条第2項、第12条第3項)

ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。

② 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」および「実質株主名簿」

に関する定めを削除するものであります。(現行定款第10条、第12条第3項)

③ その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的)	(目 的)
第 2 条 当会社は、次の事業を営むこと	第 2 条 当会社は、次の事業を営むこと
を目的とする。	を目的とする。
(1) ガス屋内外配管工事の設	(1)
計施工管理	
(2) 空気調和 (温水式床暖房お	(2)
よび一般冷暖房) 設備工事	
の設計施工管理	
(3) 給排水配管・衛生・給湯・	(3)
消防・機械設備工事の設計	
施工管理	
(4) 上、下水道・電気管路洞	(4)
道・舗装・土木工事の設計	
施工管理	
(5) 工場各種配管設備工事の	(5)
設計施工管理	
(6) 建築工事および電気工事	(6) 〉 <現行どおり>
の設計施工管理	
(7) ガス機器・空調機器・給排	(7)
水衛生設備機器の仕入れ	
販売ならびに保守管理業	
務	
(8) 家庭用、業務用電気機器お	(8)
よび通信機器の販売	
(9)業務用、家庭用家具の設	(9)
計・製作・販売	
(10) 内装仕上工事の設計施工	(10)
(11) 展示場等の什器・備品のリ	(11)
ース	
(12) 建築用資材の販売	(12)

現行定款	変 更 案
(13) 造園工事	(13)
(14) 塗装工事	(14)
(15) 不動産の売買、交換または	(15)
賃貸借の代理または媒介	
する事業	
(16) 損害保険の代理業務	(16) > <現行どおり>
(17) 産業廃棄物の収集運搬業	(17)
(18) 郵便切手類の販売業務お	(18)
よび印紙の売りさばき業	(2-1)
務ならびに郵便小包(ゆう	
パック)の取次業務	
(19) 電力販売の取次代理店業	(19)
務	
<新 設>	(20) 特定労働者派遣事業
(20) 前各号に付帯関連する一	(21) 前各号に付帯関連する一
切の事業	切の事業
77.77	30.1.4.314
(株券の発行)	
第7条当会社は、株式に係る株券を発	<削 除>
行する。	(114 121)
14 / 30	
(自己の株式の取得)	(自己の株式の取得)
第 8 条 <条文省略>	第 <u>7</u> 条 <現行どおり>
_	_
(単元株式数および単元未満株券の不発行)	(単元株式数)
第 9 条 当会社の単元株式数は、1,000	第 8 条 当会社の単元株式数は、1,000
株とする。	株とする。
2 当会社は、第7条の規定にかか	<削 除>
わらず、単元未満株式に係る株	
券を発行しない。ただし、株式	
取扱規程に定めるところにつ	
<u>いてはこの限りでない。</u>	

現 行 定 款

(単元未満株式についての権利)

- 第<u>10</u>条 当会社の株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - (1)会社法第189条第2項各号 に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規 定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - (4) 次条に定める請求をする 権利

(単元未満株式の買増し)

第11条 <条文省略>

(株主名簿管理人)

- 第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2 株主名簿管理人およびその事 務取扱場所は、取締役会の決議 によって定め、これを公告す る。
 - 3 当会社の株主名簿<u>(実質株主名</u> 簿を含む。以下同じ。)、新株予 約権原簿<u>および株券喪失登録</u> 簿の作成ならびに備置きその 他の株主名簿<u></u>新株予約権原簿 および株券喪失登録簿に関す る事務は、これを株主名簿管理 人に委託し、当会社においては 取り扱わない。

変 更 案

(単元未満株式についての権利)

- 第 <u>9</u> 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規 定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - (4) 次条に定める請求をする 権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 <現行どおり>

(株主名簿管理人)

- 第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く
 - 2 株主名簿管理人およびその事 務取扱場所は、取締役会の決議 によって定め、これを公告す る。
 - 3 当会社の株主名簿<u>および</u>新株 予約権原簿の作成ならびに備 置きその他の株主名簿<u>および</u> 新株予約権原簿に関する事務 は、これを株主名簿管理人に委 託し、当会社においては取り扱 わない。

現行	定款	変 更 案
第 <u>13</u> 条~第 <u>40</u> 条	<条文省略>	第 <u>12</u> 条〜第 <u>39</u> 条 <現行どおり>
<新	設>	<u>附則</u>
<新	設>	第 1 条 当会社の株券喪失登録簿の作 成および備置きその他の株券 喪失登録簿に関する事務は、こ れを株主名簿管理人に委託し、 当会社においては取り扱わな い。
<新	設>	第 2 条前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日平成21年6月26日(金)定款変更の効力発生日平成21年6月26日(金)

以 上